

分担金・拠出金の名称	クメール・ルージュ特別法廷国際連合信託基金拠出金	評価	B
拠出先の国際機関名	クメール・ルージュ特別法廷国連信託基金		
国際機関の概要	国連の協力により、カンボジア国内裁判所で実施される国際水準の特別法廷（二審制）。カンボジア政府と国連との交渉を経て、国連総会決議に基づき成立。人的管轄範囲は、クメール・ルージュ政権（1975年～79年）の上級指導者及びカンボジア刑法、国際人道法や慣習法等への重大な違反に重大な責任を持つ者。2006年に開始し、2012年に第一事案（ドゥイット元S21国家中央治安本部長）に最高審判決（無期禁固）が、2014年に第二事案第一セグメント（被告：ヌオン・チア元国民議会議長、キュー・サンパン元国家幹部会議長）に初級審判決（無期禁固）が下された。		
拠出により我が国が期待する成果目標及び活動指標		達成状況	
1.（1）成果目標：KR裁判への拠出を通じて、我が国の重要外交政策の遂行を促進し、我が国実施事業との相互補完性を高める。 活動指標：カンボジア和平の総仕上げ、正義の達成、法の支配の強化。		我が国のカンボジア和平への貢献は、我が国の平和構築貢献（積極的平和主義）の原点。本件裁判への支援は、カンボジア和平の総仕上げ、正義の達成及び法の支配に資するもので、積極的平和主義に基づく支援。本件裁判への支援は、我が国の民法・民訴法起草支援といった法整備支援とも相互補完の関係にある。我が国は、これまで本件法廷の設立・運営に主導的役割を果たしてきており、仮に我が国が大幅に支援額を減らせば、各国に拠出を躊躇させ、裁判停止にもつながりかねないところ、引き続き応分の負担を行う必要がある。	
（2）成果目標：クメール・ルージュ裁判特別法廷における我が国の発言力・影響力を確保しつつ、国際社会全体で本法廷を支える体制を形成する。 活動指標：ニューヨークにおける運営委員会への参加及びプノンペンでの支援国会合（フレンズ会合）での共同議長を務めると共に、国連及びカンボジア政府のハイレベルとの意見交換の実施。		我が国は、ニューヨークで主要ドナー国の国連代表部担当で構成され、特別法廷の予算面を中心に活動状況を評価する運営委員会（我が国提案で設置）において、改訂予算の策定時等に法廷の効率的な運用、迅速な裁判の実施、国際社会全体として法廷を支える必要性等の観点から、助言を行っている。また、プノンペンでは、主要ドナー国の大使級が出席し、特別法廷の進捗状況に関する情報・意見交換を行う支援国（フレンズ）会合の共同議長国を務め、法廷側にドナー国の意見を伝達する上で、重要な役割を果たしている。こうした中、米、豪、独、EU等が支援を増加した。	
（3）成果目標：本件裁判の成功裡の完結を図り、国際刑事裁判分野での我が国のプレゼンスを示す。特別法廷が、効率的且つ適正な運営を行う。 活動指標：本特別法廷が国際刑事司法分野で達成した実績、国連事務局による四半期毎の進捗状況報告、特別法廷による完了計画の策定。		本件特別法廷は、ハーグ等で行われる国際法廷と異なり、犯罪発生地国のカンボジアの司法システムの中に設置され、国連が協力する法廷である。現在裁判実施中の第二事案では国家元首級が対象であり、被告の地位の高さという意味ではニュルンベルグ裁判以来とも言われる。更に、裁判が犯罪発生地国で行われるという意味で、当該国民への影響は極めて大きい。その意味で、本件法廷は国際刑事裁判の分野で新たなモデルを提示しうる。当法廷の適切な運営を図るとの観点から、我が国の提案により四半期毎の進捗状況報告書が作成されている。また、裁判の効率的な運営を確保するとの観点から、我が国の主張を受け、完了計画が策定された（四半期毎に改訂）。	
（4）成果目標：特別法廷における邦人職員の確保。 活動指標：特別法廷における日本人職員の確保。		現在は専門職1名となっている。	
2. PDCAサイクルの確保		①計画段階（Plan）：我が国の関連政策（「経済財政運営と改革の基本方針2014」）等に照らしつつ、予算要求。②実施段階（Do）：予算拠出。ニューヨークでの運営委員会及びプノンペンでの支援国会合や四半期毎に作成される進捗状況報告書等を通じて、特別法廷の活動をモニタリング。③評価段階（Check）：国連が実施する内部監査や法廷カンボジア側が実施する外部監査等を通じて、成果を評価。④フォローアップ（Act）：運営委員会や支援国会合に加え、国連及びカンボジア政府ハイレベル（それぞれシェーファー事務総長特別専門家及びソック・アン副首相）に対し、必要に応じて改善を提言。	
担当課・室名	アジア大洋州局 南部アジア部 南東アジア第一課		